

アメリカ産牛肉の輸入解禁反対に関する意見書

BSE（牛海綿状脳症）発生以来、政府は340万頭の全頭検査や特定危険部位の除去、肉骨粉の焼却など適切な対策を実施し、また、アメリカ政府に対しては日本と同水準の検査を要求し、輸入停止の措置をとるなど、安全対策を最優先してきました。

しかし、アメリカ政府は全頭検査等の実施を拒否し、BSE検査率も1%程度であり、感染の疑いのある牛の4分の3を検査しておりません。

こうした現状で、安全対策が不十分なままアメリカ産牛肉の輸入を解禁することは、食の安全にとって重大な問題であり、畜産農家への影響もはかり知れません。

よって、政府におかれては、日本と同水準の全頭検査体制や特定危険部位の除去等の実施がない限り、アメリカ産牛肉の輸入禁止を継続するよう、強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成16年9月28日

長岡市議会議長

小 熊 正 志

（あて先）

内閣総理大臣、農林水産大臣